

## 事務局説明資料(四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング(2))

---

2022年11月25日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

# 企業を巡る変化と上場企業の情報開示(イメージ)

- 近年の企業を巡る変化として、デジタル化による企業業績のタイムリーな把握や、企業経営におけるサステナビリティの重視があり、企業は、都度、情報を発信していくことが求められているほか、より中長期的な将来情報(サステナビリティ情報)が求められている

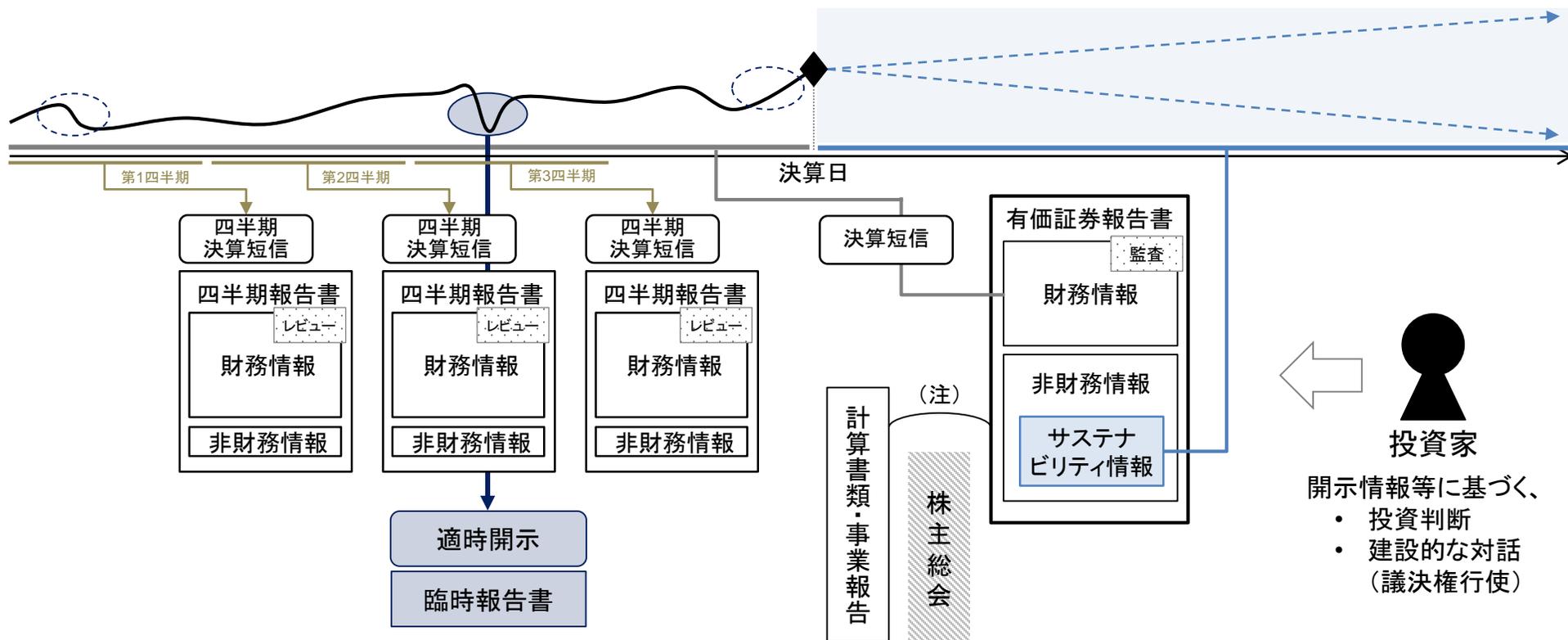
## 近年の企業を巡る変化

デジタル化による企業業績のタイムリーな把握

企業経営におけるサステナビリティの重視

企業業績

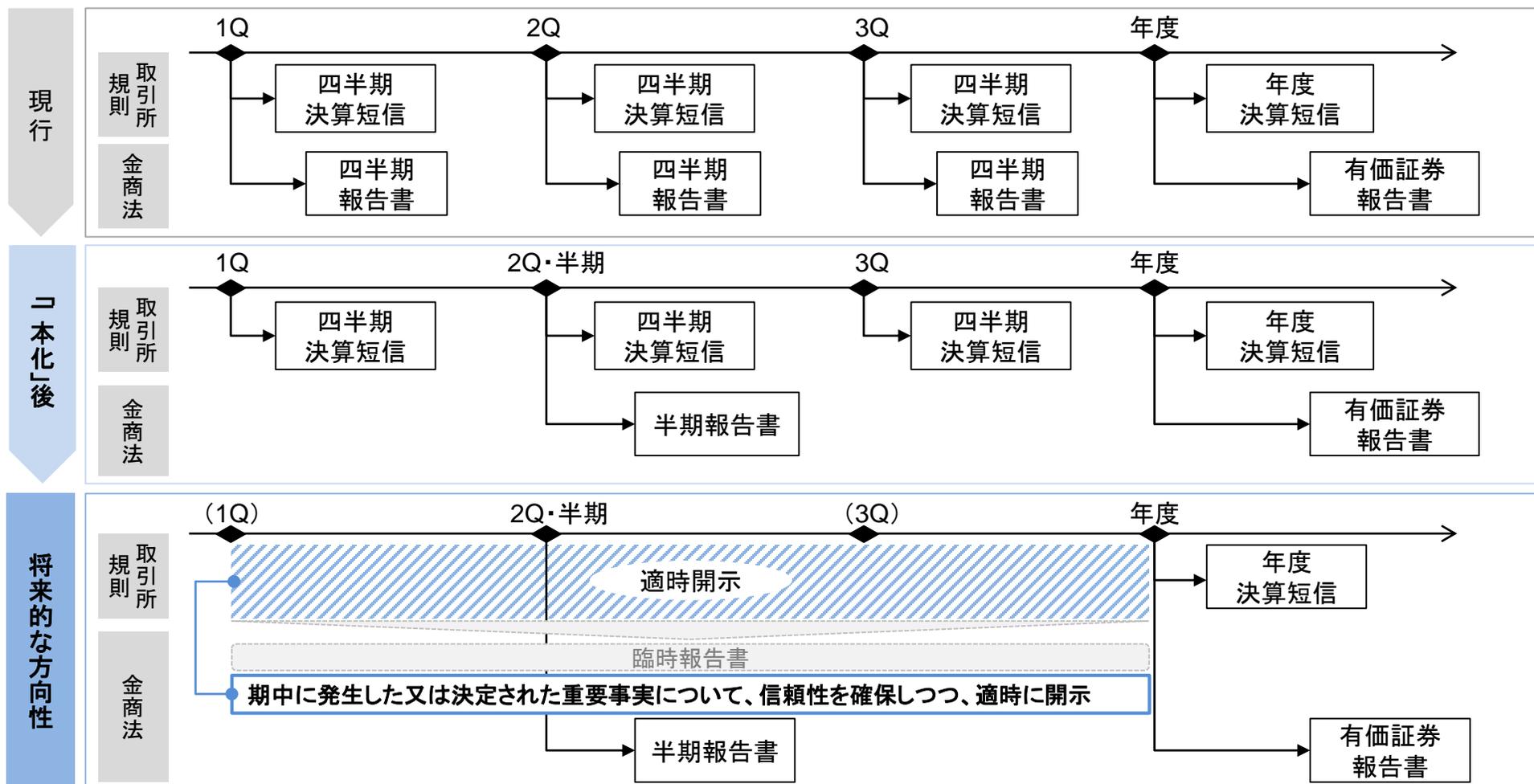
現行制度



(注)有価証券報告書と事業報告等との共通化・一体化については、2017年12月に、金融庁及び法務省において、両書類の共通化・一体化を行いやすくする方針を公表(「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」)。これを踏まえ、2018年1月～3月に、金融庁及び法務省がそれぞれ法令改正を実施。その後、同年12月には、内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省の連名により、一体的開示の記載例やスケジュール等を公表(「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」)。2021年1月には、経済産業省から、FAQ集(「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ」)が公表

# 四半期決算短信への「一本化」と将来的な方向性(案)

- 四半期開示(第1・第3四半期)について、取引所の規則に基づく四半期決算短信への「一本化」の具体化を議論するに当たっては、四半期開示を含めた期中開示の制度全体を俯瞰した検討が必要
- 特に、企業環境の変化や情報技術の進展等を背景に企業が都度発信する情報の投資判断における重要性が高まっていることを踏まえると、将来的な方向性としては、期中においては、発生した又は決定された重要な事実について、信頼性を確保しつつ、適時に開示することに重点を置いた制度へと見直していくことが考えられるか



## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

# 前回(第1回)の議論と四半期決算短信の義務付けの有無の論点

## 前回(第1回)の主な議論

- 中長期的な計画等の進捗確認や日本市場の信頼性の維持の観点から有用
- 市場の効率性、流動性の向上、資本コストの低減効果が発現したとの実証研究もある。投資家だけでなく企業にも有用
- 平均的な企業の開示姿勢からは、適切な内容を適時に開示する点について、その信頼性は必ずしも十分ではない
- 日本企業の情報発信が全体として低下した場合や透明性が後退した場合のグローバルの投資への影響を危惧

一律義務付け必要

- 企業負担の軽減につながる
- サイレント期間が年に4回あり、投資家と企業の対話機会の減少という課題がある
- 海外投資家の観点などを踏まえた市場区分別の義務付けも検討に値する
- 企業経営者及び投資家の短期的利益志向を助長しかねず、中長期的な視点でのステークホルダーとの対話を阻害すると認識
- 完全な義務付け廃止に向けた継続的な検討が必要

一律義務付け不要

## 義務付けの有無の論点

- 中長期的な企業価値の向上の観点から、サステナビリティ情報等の非財務情報の開示の重要性が高まっている。このような中、前回のディスクロージャーWG報告においては、四半期開示について、コスト削減や開示の効率化の観点から金融商品取引法の四半期報告書(第1・第3四半期)と四半期決算短信を「一本化」する方向性が示されていたところ。
- その際、
  - 四半期決算短信の速報性
  - 投資家における広い利用状況
  - 短信公表と共に行われている企業における積極的な開示姿勢の後押し
 等の観点からは、四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられるとされた。
- 四半期決算短信については、中長期的な進捗確認や企業における資本コストの低減等、投資家及び企業双方にメリットがあるとの意見がある。
- 一方で、積極的な適時開示により期中において充実した情報が適時に提供される環境が確立できれば、必ずしも一律に四半期決算短信を求める必要はないとの考え方もある。欧州では2014年～2015年に法令上の四半期開示義務が廃止され、各企業の判断により任意で四半期開示を行う実務が定着している。また、適時開示の充実においては、その信頼性を確保することも重要である。
- 日本の現状に照らすと、平均的な企業の開示姿勢への懸念や、海外から開示が後退したとみられ日本市場全体の評価が低下するおそれもあることを踏まえると、当面は、四半期決算短信を一律義務付けることが考えられる。その上で、将来的には、適時開示の状況をみながら任意化のタイミングを検討することが考えられる。

## [参考] 四半期開示制度に対する海外の評価

- 海外の調査 (CG Watch 2020) によると、日本の四半期開示制度は高い評価を維持、2020年に四半期開示義務を廃止したシンガポールの制度の評価は低下

※ CG Watch... アジアに投資するグローバルな機関投資家の団体であるACGA (Asian Corporate Governance Association) が、1年おきにアジア地域の市場のコーポレートガバナンスの状況を調査し、その結果をレポートしたもの

### 日本の四半期開示制度の評価

Japan remains 9<sup>th</sup> despite an 11-percentage point rise in score to 58%

#### 3. CG rules

This continues to be one of Japan's weakest categories and it remains 9<sup>th</sup> despite an 11-percentage point improvement in score to 58% - an indication that all markets enjoyed a boost to their scores here. This was in large part due to our more objective and granular scoring methodology, which broke each question into a detailed set of sub-components and assigned a weighting to each. Eight of the 24 questions in this section benefited positively from scoring adjustments, while our ratings on three questions fell. This left the scores of 13 questions unchanged.

Japan does best in CG Rules on financial reporting and soft-law codes of best practice

Japan does best in this section in areas such as basic financial reporting standards, quarterly reporting, and the existence of both a CG and stewardship code. The CG Code is undergoing a process of revision, with a new draft released for public consultation in early April 2021. (See "Stop Press: The Draft CG Code 2021" on page 261). The Stewardship Code, the first in the region in early 2014, was revised in 2017 and then again in 2020. One interesting fact about the CG Code and a reason for the one-percentage point increase in score on this question (Q3.13) is that it remains one of the few codes in Asia that actually addresses local governance issues, as opposed to being a wholly generic document that could apply to any market. The Stewardship Code, meanwhile, has consistently raised the bar on disclosure by investors, especially around voting practices and reasons for voting against resolutions.

日本が最も優れている事項として、財務報告基準、四半期報告、CGコードとステュワードシップコードがあげられている。

### シンガポールの開示制度の評価

#### Recapping CG Watch 2018

A number of the recommendations made in our last CG Watch survey seem to have had an effect in Singapore, most notably around more detailed disclosure of enforcement activities by the Monetary Authority of Singapore (MAS), improvements to the Singapore Exchange (SGX) company database, and strengthening various listing rules and investor protections. **There have also been areas where Singapore has gone backwards (diluting its quarterly reporting rules)** or not progressed (the continued low profile of its domestic institutional investors on CG and stewardship). Further details can be seen in the figure below.

#### Moving backwards: Quarterly reporting

Singapore removed quarterly reporting for most issuers in January 2020, a requirement which had been in place since 2003. By scrapping the rule and adopting a "risk-based approach", regulators claimed they would be able to focus on the most troubled firms while cutting compliance costs among others. Only high risk companies have to report their financials on a quarterly basis: those with disclaimed, adverse or qualified audits, companies with going concern issues or where SGX RegCo flags regulatory concerns. As of October 2020, SGX RegCo listed 106 companies required to issue quarterly reports, the vast majority (92) being dogged by audit concerns.

Enforcement disclosure improves but quarterly reporting is scrapped

Quarterly reporting is limited to high risk companies ...

... a bad move which makes it a stick not a carrot

While many issuers and investors may cheer the removal of quarterly reporting, we believe this is a mistake and uses this tool as a form of punishment rather than a more positive platform for keeping investors, small as well as large, informed about company performance.

シンガポールが後退している分野として四半期報告制度の廃止があげられている。

### アジア地域におけるスコアリング評価

#### 3. CG rules

|     |   | AU   | CH | HK | IN | ID | JP | KR | ML | PH | SG | TW | TH |
|-----|---|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 3.4 | Is quarterly reporting mandatory, is it consolidated, and does it require P&L, Balance Sheet, and Cashflow statements with an explanation of the numbers? | 2020 | 1  | 4  | 1  | 3  | 4  | 5  | 4  | 5  | 4  | 4  | 5  |
|     |   | 2018 | 2  | 4  | 1  | 3  | 4  | 5  | 4  | 5  | 4  | 5  | 5  |

四半期開示制度がある日本は高い評価を維持  
四半期開示義務を廃止したシンガポールの制度の評価は低下

## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

# 前回(第1回)の議論と適時開示の充実の論点

## 前回(第1回)の主な議論

積極的な情報開示の促進

- 取引所による好事例の公表などの取組みは有効
- 積極的な適時開示を促すには、企業の取組みを後押しするための仕組みづくりが必要
- エンフォースメント強化は、企業の前向きな開示を阻害する可能性があり、慎重に検討すべき

適時開示の充実

細則主義と原則主義

- 本来は原則主義とした上で、企業は開示すべき事項や重要性を的確に判断できなければならない
- 包括条項にも軽微基準が定められていることから、包括条項に従わず開示しないことも考えられるため、これを削除すれば良い
- 企業も細則が定められているから助かるという場面もあるのではないか
- 原則主義に見直す場合には、インサイダー規定規制との関係や見直しによる影響を踏まえた慎重な検討が必要

## 適時開示の充実の論点

- 企業の積極的な適時開示を促すため、取引所における好事例集の公表やエンフォースメントの強化のほか、適時開示ルールの見直し(細則主義から原則主義へ、将来的な包括条項における軽微基準の撤廃)について、取引所において継続的に検討を進めることが考えられる。
- 特に、適時開示ルールの見直しについては、細則が定められている中で現在の実務が行われている点やインサイダー取引規制との関係も踏まえた検討が必要となるのではないか。
- また、前述P3のとおり、将来的な方向性として適時な情報開示に重点を置いた制度へと見直していくことを前提に、例えば、将来的に、適時開示情報の信頼性確保の観点から、重要な適時開示事項(企業が公表する重要な財務情報等)を臨時報告書の提出事由とすることが考えられるか(この際、将来情報の取扱いや、同じ情報を適時開示と臨時報告書とで2度提出することは避けるよう、制度上の整理やシステム連携によるワンストップ化に向けた検討を進めることについてどう考えるか)。

# [参考]企業開示の充実等に向けた取引所における取組み

## □ 東京証券取引所において、企業開示の充実等に向けて、開示の好事例集や企業表彰等の取組みを実施

### コーポレート・ガバナンスに関する開示の好事例集

- 資本コストを意識した経営や取締役会の機能発揮等に係るコーポレートガバナンス・コードの原則に関して、充実した取組が行われ、その内容が投資者に対し分かりやすく提供されていると考えられる開示例を公表



### 経済社会情勢の影響に関する好事例集

- 適時開示において、経済社会情勢の影響に関する開示例を都度公表している



### 企業価値向上表彰制度

表彰の  
対象・  
狙い

- 資本コストをはじめとする投資者の視点を強く意識した経営を実践し、高い企業価値の向上を実現している会社を表彰(2012年度創設)
- 表彰を通じ、ベストプラクティスを提示することで、上場会社には企業価値向上経営の必要性とその参考事例を、投資家には東証市場における株主価値の創造を目指す企業の存在を発信

表彰  
社数

- 毎年度大賞会社1社、ほか優秀賞を選定

### 上場会社向けセミナー動画

- 上場会社の適時開示実務を担当する方に向けて、対面セミナーの開催や、動画セミナーの配信
- 新任者から実務者まで幅広いコンテンツを用意し、段階にあった情報を提供
- 基本的な情報のほか、「不適正開示の未然防止」など、ケーススタディを用意

## [参考]適時開示の包括条項における軽微基準

### □ 適時開示の包括条項においては、軽微基準が規定されている

#### 適時開示の包括条項(有価証券上場規程第402条第1号ar、第2号x)

- 上場会社は、適時開示ルールに個別に規定されたもののほか、「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって、**投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの**」を行うことについての決定をした場合や、これが生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられている。

#### 投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合<sup>(注1)(注2)</sup>

投資者の投資判断に及ぼす影響が重要かどうかについては、実質的に判断することを求めている。その上で、開示の目安として、以下の要件を示しており、少なくとも該当する場合には、開示が必要としている。

- 運営、業務又は財産に関する重要な事実(金商法第166条第2項第4号)
- **連結総資産の増加又は減少見込額**が、直前連結会計年度の末日における**連結純資産の30%に相当する額**以上
- **連結売上高の増加又は減少見込額**が、直前連結会計年度の**連結売上高の10%に相当する額**以上
- **連結経常利益の増加又は減少見込額**が、直前連結会計年度の**連結経常利益の30%に相当する額**以上
- 親会社株主に帰属する**当期純利益の増加又は減少見込額**が、**親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額**以上(※)
- 財政状態及び経営成績に影響を与える事象で臨時報告書が提出される事実<sup>(注3)</sup>

※ 利益が少額の場合には特例あり

(参考)臨時報告書<sup>(注3)</sup>

#### 提出会社(連結会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生

- 重要な後発事象に相当し、**提出会社の損益に与える影響額**が、以下の両方に相当する額となる事象が発生
  - ✓ 最近事業年度末日における**純資産額の3%以上**
  - ✓ 最近5事業年度における**当期純利益の平均額の20%以上**
- 重要な後発事象に相当し、**連結会社の連結損益に与える影響**が、以下の両方に相当する額となる事象が発生
  - ✓ 当該連結会社の最近連結会計年度の末日における**連結純資産額の3%以上**
  - ✓ 最近5連結会計年度に係る連結財務諸表における親会社株主に帰属する**当期純利益の平均額の20%以上**

(注1)東京証券取引所 有価証券上場規程第402条第1号ar、第2号x、適時開示に関する実務要領

(注2)東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック」において、開示の目安として、他の基準における軽微基準と同等の水準を示している

(注3)企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第19号

## [参考]米国の臨時報告書の記載事項

- 米国では、プレスリリース等で開示された登録者の事業や財務状況の結果に関する情報について、Form 8-K(臨時報告書)により開示することが求められている。なお、この規定で開示された情報は、米国証券取引所法における虚偽記載に係る民事上の責任規定(同18条)の対象から除外されている

### Form 8-K (臨時報告書)における記載事項

#### INFORMATION TO BE INCLUDED IN THE REPORT

##### Section 1 - Registrant's Business and Operations

##### Item 2.02 Results of Operations and Financial Condition.

- (a) If a registrant, or any person acting on its behalf, makes any public announcement or release (including any update of an earlier announcement or release) disclosing material non-public information regarding the registrant's results of operations or financial condition for a completed quarterly or annual fiscal period, the registrant shall disclose the date of the announcement or release, briefly identify the announcement or release and include the text of that announcement or release as an exhibit.

#### Form 8-K GENERAL INSTRUCTION

##### B. Events to be Reported and Time for Filing of Reports.

2. The information in a report furnished pursuant to Item 2.02 (Results of Operations and Financial Condition) or Item 7.01 (Regulation FD Disclosure) shall not be deemed to be "filed" for purposes of Section 18 of the Exchange Act or otherwise subject to the liabilities of that section, unless the registrant specifically states that the information is to be considered "filed" under the Exchange Act or incorporates it by reference into a filing under the Securities Act or the Exchange Act. (略)

## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

# 前回(第1回)の議論と四半期決算短信の開示内容の論点

## 前回(第1回)の主な議論

- 四半期決算短信は、四半期報告書との重複解消のため簡素化されてきたことを踏まえると、開示内容は簡素化前の水準に戻すべき
- サマリー情報、キャッシュ・フロー計算書も含む財務諸表、主な注記の情報は非常に重要
- 注記のうち、貸借対照表、損益計算書関係、セグメント情報、キャッシュ・フローの情報などは、財務諸表本表を理解する上で不可欠
- 開示内容を充実させた結果、開示時期が少し遅れたとしても、従来の四半期報告書の期限である45日以内の範囲内であれば許容可能

追加が必要

短  
信  
以  
外  
で  
開  
示  
を  
充  
実

- 事業の内容、事業等のリスク、重要な契約等、研究開発活動の状況などは、重要な変更があった場合に、適時開示の公表や臨時報告書の提出をすれば良いのではないか

追加は不要

- タイムリーな開示と実務負担の軽減を阻害するため追加は不要
- 企業の自主的な創意工夫を尊重し、好事例の公表などで促進すべき
- 四半期報告書はこれまでもほとんど注目されず、四半期決算短信に対して追加的な情報価値が確認されていないのではないか

## 開示内容の論点

- 四半期決算短信が簡素化されてきたことや、投資家に四半期報告書の注記情報等が使われていることを踏まえ、現在の四半期決算短信の開示内容の拡充を求める意見がある。
- 他方、速報性の確保や企業の負担への配慮、企業の自主的な開示の促進の観点から、四半期決算短信の開示内容の追加拡充は不要との意見がある。ただし、速報性の確保については、情報追加に伴って四半期決算短信の開示タイミングが遅れるとしても、現状の四半期報告書と同じタイミングであれば許容可能との意見もあった。
- これらを踏まえると、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等)について、四半期決算短信の開示内容を追加することが考えられる。これについて、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる。
- なお、四半期報告書において、重要な変更があった場合に開示が求められてきた事項については、有価証券報告書における記載事項であることを踏まえると、これらに重要な変更があれば臨時報告書の提出事由とすることも考えられる。

# [参考]四半期報告書における主な開示例(財務情報)

- 四半期報告書で開示されてきたキャッシュ・フローの情報(減価償却費等)やセグメント情報等の注記について、「一本化」後の四半期決算短信において開示することを求める意見がある

## 第4 経理の状況

### キャッシュ・フローに関する情報(注記事項)

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

|         | 前第1四半期連結累計期間<br>(自 ○年○月○日<br>至 ○年○月○日) | 当第1四半期連結累計期間<br>(自 ○年○月○日<br>至 ○年○月○日) |
|---------|--|--|
| 減価償却費   | ××,×××百万円                              | ××,×××百万円                              |
| のれんの償却額 | ×××                                    | ×××                                    |

### セグメント情報(注記事項)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 ○年○月○日 至 ○年○月○日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

⋮

(単位:百万円)

|                     | 報告セグメント |        |        |       |       |       | 計 |
|---------------------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|---|
|                     | ○事業     | ○事業    |        |       |       |       |   |
|                     |         | ○事業    | ○事業    | ○事業   | ○事業   | ○事業   |   |
| 売上高                 |         |        |        |       |       |       |   |
| 顧客との契約から生じる収益       | ×××,××× | ××,××× | ×,×××  | ×,××× | ×,××× | ×,××× |   |
| 外部顧客への売上高           | ×××,××× | ××,××× | ×,×××  | ×,××× | ×,××× | ×,××× |   |
| セグメント間の内部売上高又は振替高   | ×,×××   | ×,×××  | ×,×××  | ×     | ××    | ×,××× |   |
| 計                   | ×××,××× | ××,××× | ××,××× | ×,××× | ×,××× | ×,××× |   |
| セグメント利益又はセグメント損失(△) | ××,×××  | ×,×××  | ×,×××  | ×××   | ×××   | ×,××× |   |

|                     | 報告セグメント |       | その他<br>(注) 1 | 合計    | 調整額<br>(注) 2 | 四半期連結損益計算書<br>計上額(注) 3 |
|---------------------|---------|-------|--------------|-------|--------------|------------------------|
|                     | 新領域事業   | 計     |              |       |              |                        |
|                     | ○事業     |       |              |       |              |                        |
| 売上高                 |         |       |              |       |              |                        |
| 顧客との契約から生じる収益       | ×,×××   | ×,××× | ××           | ×,××× | -            | ×××,×××                |
| 外部顧客への売上高           | ×,×××   | ×,××× | ××           | ×,××× | -            | ×××,×××                |
| セグメント間の内部売上高又は振替高   | -       | ×,××× | ××           | ×,××× | ×,×××        | -                      |
| 計                   | ×,×××   | ×,××× | ××           | ×,××× | ×,×××        | ×××,×××                |
| セグメント利益又はセグメント損失(△) | ×,×××   | ×,××× | ××           | ×,××× | ×××          | ××,×××                 |

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、○事業です。重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益に含めて表示しています。
2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額○百万円は、各セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない○に係る費用です。
3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第1四半期連結累計期間(自 ○年○月○日 至 ○年○月○日)

...

(注)四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係の開示は第1・第3四半期において任意。

## [参考]四半期報告書における主な開示例(非財務情報)

- コロナ拡大時、ウクライナ情勢の影響といった適時開示で開示されていない情報が、法定開示の事業等のリスクで開示されてきた実態がみられる。これを前提とすると、四半期報告書で開示されてきた、「事業等のリスク」、「経営上の重要な契約等」、「研究開発活動の状況」に重要な変更があった場合の記載について、「一本化」後は、臨時報告書や適時開示において開示を求める意見がある

### 第2 事業の状況

#### 事業等のリスク

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、ウクライナ情勢に関して、当社は、ロシア、ウクライナの両国に事業拠点を有しておりませんが、世界的なエネルギー価格の上昇、金融市場への影響、サプライチェーンの混乱などが、当社の業績に影響を与える可能性がありますので、状況を注視してまいります。

#### 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は、〇円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約は次のとおりであります

##### シンジケートローン契約

当社は、〇年〇月〇日開催の取締役会において、A銀行、B銀行をエージェントとして、金融機関〇行との間で、シンジケートローン契約を締結することを決議し、〇月〇日付で締結しました。詳細は、「第4 経理の状況 要約第四半期連結財務諸表注記 7. 金融資産及び金融負債」をご参照ください

##### 吸収分割契約

当社は、当社の完全子会社である〇分割準備株式会社(以下「分割準備会社」)に対して当社の全事業(但し、当社と〇株式会社との経営統合に関して当社が締結した契約に係る契約上の地位その他吸収分割契約において定める権利義務を除きます。)を承継させる吸収分割を行うため、分割準備会社との間で、〇年〇月〇日付で吸収分割契約を締結しております。この度、〇年〇月〇日開催の取締役会において、当該吸収分割の効力発生日を〇年〇月〇日から〇年〇月〇日に変更することを決議し、同日付で、当該変更を目的とする吸収分割契約変更契約を締結しました。

##### 完全子会社による株式交換契約

...

#### MD&A

## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

# 前回(第1回)の議論と四半期決算短信の監査人によるレビューの有無の論点

## 前回(第1回)の主な議論

一律義務付け不要

- 速報性の阻害や企業負担の増加が懸念されるため一律義務付けは不要

仮に義務付けない場合

- 企業の判断でレビューを任意に受けることも検討に値する。外部の第三者のレビューにより、一定の牽制や不正の抑止効果がある
- 会計不正が起こった場合や内部統制の不備が判明した場合にレビューを義務付けるのも1つの選択肢

一律義務付け必要

- 情報の信頼性・正確性の確保の観点からレビューは有効
- 第1・第3四半期にも、会計上の理由によって、年度末と同程度の数の企業が決算延期しており、レビューの有効性を示している
- 不正の早期発見や虚偽記載の動機の抑制という意味で企業にとっても有用
- 四半期決算短信の公表が5日程度遅れることに大きな意味はない

短信公表後レビュー報告

- 速報性を考慮し、四半期決算短信は現状どおり公表し、その後レビューを受けた四半期財務諸表を公表することも考えられる

## レビューの有無の論点

- レビューについては、情報の信頼性の確保の観点から、義務付けを求める意見がある。
- 他方、レビュー義務付けを求める場合には、四半期決算短信の速報性が損なわれるおそれがあり、この観点から、利用者の中に必ずしもレビュー義務付けを必要としないとの意見がある。
- また、現行のレビューの枠組みの下では、企業は、会計基準が見直されない限り、従来の会計基準に基づき、四半期財務諸表と全ての注記が求められる。特にIFRS適用企業は、IFRSベースの全ての注記が求められるため、企業負担は軽減されないとの指摘がある。
- 取引所規則において四半期開示を求めているドイツにおいても、レビューは義務付けられていない。
- これらを踏まえると、例えば、一つの方向性として、以下が考えられるか。
  - 速報性の観点や、企業負担の観点から、四半期決算短信についてはレビューを一律には義務付けない。
  - 他方、投資家からのレビューを求める意見や、企業側にもレビューを受けるかどうかは企業側の判断に委ねるべきであるとの意見があることを踏まえ、企業において任意によるレビューの利用を可能とするとともに、情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信に明記する。
  - あわせて、例えば、会計不正が起こった場合(法定開示書類が提出遅延した場合を含む)や企業の内部統制の不備が判明した場合、取引所規則により一定期間レビューを義務付ける。

# [参考]諸外国の四半期レビューの義務付けの状況

- ドイツでは、取引所規則において四半期開示を義務付けているものの、四半期レビューは任意であり、任意でレビューを受けている会社もある

|  | 米国<br>(Form 10-Q)   | ドイツ<br>(フランクフルト証券取引所プライム市場)  | 英国、フランス                            |                            |  |   |    |
|--|---|--|------------------------------------|----------------------------|--|---|----|
| 開示義務   | 義務あり  | 義務あり   | 義務なし                               |                            |  |   |    |
| 四半期開示<br>の開示内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要約財務諸表</li> <li>● MD&amp;A</li> <li>● 内部統制に関する経営者の意見</li> <li>● リスク情報 等</li> </ul> | <p>原則Quarterly Statement提出<br/>Quarterly Financial Reportを代替的に提出することも可</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Quarterly Statement</th> <th>Quarterly Financial Report</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 期中における上場会社の重要な取引や出来事と、その影響</li> <li>● 上場会社の財政状態および業績に関する説明</li> <li>● 開示済みの将来情報に関する重要な変更があった場合、その旨</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要約財務諸表</li> <li>● マネジメント・レポート</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | Quarterly Statement                | Quarterly Financial Report | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 期中における上場会社の重要な取引や出来事と、その影響</li> <li>● 上場会社の財政状態および業績に関する説明</li> <li>● 開示済みの将来情報に関する重要な変更があった場合、その旨</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要約財務諸表</li> <li>● マネジメント・レポート</li> </ul> | 任意 |
| Quarterly Statement  | Quarterly Financial Report  |  |                                    |                            |  |   |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 期中における上場会社の重要な取引や出来事と、その影響</li> <li>● 上場会社の財政状態および業績に関する説明</li> <li>● 開示済みの将来情報に関する重要な変更があった場合、その旨</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要約財務諸表</li> <li>● マネジメント・レポート</li> </ul>   |  |                                    |                            |  |   |    |
| レビューの<br>要否  | 必要だが、四半期レビュー報告書の添付は不要<br>※仮に、四半期報告書にレビューを受けたことを記載した場合、添付が必要<br>(SEC Regulation S-X 10-01(d))                                | 不要<br><br>7社 (DAX40構成銘柄)   | 不要                                 |                            |  |   |    |
| エンフォース<br>メント  | SEC提出書類(10-Q)に重要な虚偽記載があった場合<br><個人><br>20年以下の懲役又は500万ドル以下の罰金(併科あり)<br><法人><br>2500万ドルの罰金<br>(証券取引法33条)                      | ※ 内部情報について適時で正確な開示が行われなかった場合<br><br>20万ユーロ以下の額の罰金<br>(有価証券取引法26条、120条)   | ※ 内部情報について適時で正確な開示が行われなかった場合に制裁金あり |                            |  |   |    |

(注1)DAX指数構成銘柄のうち、ポルシェのみジェネラル上場企業であるため、集計対象外とした

## [参考]シンガポールにおける四半期開示の経緯

- シンガポールでは、四半期開示を任意化した上で、監査人が不適正意見等を表明した企業については、四半期開示を求めている

- 2003年 時価総額7,500万シンガポールドル以上の企業に四半期開示義務付け
- 2020年2月 原則として四半期開示を任意化(半期報告との選択可能)

現在のシンガポール取引所の規則



- 以下のいずれかの選択制として、四半期開示を任意化
  - ①四半期開示(要約財務情報の開示)
  - ②半期報告(要約財務諸表の開示) ①で要約財務情報を開示しない場合は半期報告が必要

※監査又はレビューを受けた場合は報告書を添付。受けていない場合はその旨記載。
- **ただし、以下の場合には四半期開示義務あり(開示内容、監査又はレビューは上記と同様)<sup>(注1)</sup>**
  - A) 監査人が直近の財務諸表に、
    - ① 不適正意見、限定意見を付したとき又は意見不表明としたとき
    - ② 重要な不確実性ありとの意見を表明したとき
  - B) 規制上の懸念を理由に取引所が求めたとき

シンガポール取引所が四半期開示を求めている社数(2022年7月31日時点)※上場会社数718社(2022年9月22日時点)

- 監査上の懸念があって、規制上の懸念を理由に取引所が開示を求めている会社:4社
- 規制上の懸念を理由に取引所が開示を求めている会社:8社
- 監査上の懸念があり開示を求めている会社:85社

(注1)四半期開示義務が生じた場合に、1年間の猶予期間がある  
(出所)シンガポール取引所ウェブサイトより金融庁作成

I

D

# [参考] 四半期開示と投資家に対する適時で正確な情報提供の関係

- 2016年度以降、会計上の問題により、148件の有価証券報告書、四半期報告書の提出期限が延長された
- 延長は特定の四半期への偏りはなく、各四半期の決算手続きで会計上の問題が明らかとなっている
- 上場市場別では、新興市場(マザーズ、JQグロース)で相対的に多い

## 法定開示の提出延長件数

■ 2016年度 ■ 2017年度 ■ 2018年度 ■ 2019年度 ■ 2020年度 ■ 2021年度

| 報告書の種類    | 2016年度    | 2017年度    | 2018年度    | 2019年度    | 2020年度    | 2021年度    | 合計          |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 第1四半期     | 7         | 7         | 6         | 5         | 5         | 6         | 36件         |
| 第2四半期     | 6         | 10        | 5         | 10        | 6         |           | 37件         |
| 第3四半期     | 3         | 5         | 8         | 11        | 8         | 1         | 36件         |
| 有価証券報告書   | 9         | 8         | 7         | 9         | 2         | 4         | 39件         |
| <b>合計</b> | <b>29</b> | <b>30</b> | <b>26</b> | <b>35</b> | <b>20</b> | <b>18</b> | <b>148件</b> |

## 各市場で延長を行った企業の占める割合(注)

| 市場            | 割合    |
|---------------|-------|
| 東証1部          | 3.82% |
| 東証2部・JQスタンダード | 3.40% |
| マザーズ・JQグロース   | 5.59% |
| 地方市場          | 1.92% |

(注) 延長案件数(2016年度~2021年度(2021年度は9月まで)の合計): 東証1部 85件、東証2部 17件、JQスタンダード23件、マザーズ 17件、JQグロース 4件、地方市場 2件  
 東証1部 4社、マザーズ 2社が期間中に2度延長を実施。各市場で延長を行った企業の占める割合は、「2016年度~2021年度に延長した企業数/上場銘柄数」(複数回延長した社も1社とカウント)  
 上場銘柄数: 東証1部 2119社、東証2部 495社、JQスタンダード 683社、マザーズ 301社、JQグロース 39社、地方市場 104社(2016年~2020年末、2021年9月の上場銘柄数の平均)  
 上記の延長案件数は、企業から申請に対する承認数をベースとしており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う提出期限の一括延長によるものは含まれていない

- 20 -

I

D

# [参考] 四半期決算短信と四半期報告書の開示タイミングの差

□ 半数以上の上場企業において、四半期決算短信の開示から四半期報告書の提出までの日数が5日以内となっており、両書類の開示のタイミングは近接。ただし、四半期決算短信を比較的早期(決算期末後30日以内)に開示した企業においても、四半期報告書の提出までは一定の日数がかかっている企業が多い

## 四半期決算短信の開示日と四半期報告書の提出日の日数差(2022年3月期第1四半期)

| 日数差    | 割合    | 社数   |
|--------|-------|------|
| 0日     | 0.3%  | 6社   |
| 1~5日   | 29.0% | 668社 |
| 6~10日  | 30.9% | 710社 |
| 11~15日 | 24.0% | 552社 |
| 16~20日 | 14.4% | 332社 |
| 21日以上  | 1.4%  | 32社  |

## 両書類の提出日の分布(2022年3月期第1四半期)

(※)マス目内の数字は、社数

| 四半期<br>短信   | ①<br>~30日 | ②<br>31~35日 | ③<br>36~40日 | ④<br>41日~期限 |
|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| ④<br>41日~期限 | 0         | 0           | 0           | 694         |
| ③<br>36~40日 | 0         | 0           | 331         | 354         |
| ②<br>31~35日 | 0         | 36          | 100         | 120         |
| ①<br>~30日   | 32        | 41          | 250         | 334         |

## 四半期レビューのイメージ

3月末 6月末 7月中旬 8月中旬

提出会社 (3月決算)

監査人

四半期決算処理

四半期報告書

四半期レビュー報告書

四半期レビュー手続

現状、四半期決算短信と、監査人のレビューが必要な四半期報告書の両方を30日以内に提出している会社は、32社(参考資料P30参照)

四半期決算短信を35日以内の開示し、6日以上空けてレビュー付きの四半期報告書を提出している会社は704社。

(出所) 東証上場企業の第1四半期決算短信・第1四半期報告書(2022年3月期)をもとに、金融庁にて試算。四半期報告書は45日が期限(45日目が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日が提出期限)。四半期決算短信は、遅くとも金融商品取引法に基づく四半期報告書の提出までに開示  
四半期レビューのイメージ、スケジュールは、日本公認会計士協会ウェブサイトより金融庁作成

- 21 -

## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

## 前回(第1回)の議論と四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの論点

### 前回(第1回)の主な議論

- 四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことを踏まえると、現状の取引所の規律で十分
- 四半期決算短信を臨時報告書で重ねて提出することは、一本化の方針に反するほか、企業が虚偽記載の責任を考慮して、速報性を阻害する懸念
- 配当予想や業績予想は、運用実務において重要であり、見直しの際には開示に与える影響も考慮すべき
- 法定開示が維持される半期、年度において虚偽記載に対するエンフォースメントができれば十分
- 取引所がエンフォースメントのあり方を議論することは重要

- 情報の信頼性・正確性を確保する観点や、四半期業績の虚偽記載について法的責任が問えないとの指摘があり、金融商品取引法に基づく四半期報告制度が導入されたという経緯を踏まえると、民刑事の責任や課徴金などの対象とする必要

### エンフォースメントの論点

- 四半期決算短信は、取引所における開示書類であるため、取引所がエンフォースメントについて引き続き適切な運用を実施することが考えられるか。
- なお、法令上のエンフォースメントについては、四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないこと、企業が虚偽記載の責任を考慮して速報性を阻害する懸念があること、法定開示が維持される半期及び年度において虚偽記載に対するエンフォースメントができれば十分であるという意見がある。
- 他方、情報の信頼性・正確性を確保する観点や、四半期業績の虚偽記載について法的責任を問えるようにすべきとの指摘があり金融商品取引法に基づく四半期報告制度が導入されたという経緯を踏まえると、四半期決算短信について、民刑事の責任や課徴金などの対象とすることが必要との意見がある。
- これらを踏まえると、前述P8のとおり、将来的な方向性として適時な情報開示に重点を置いた制度へと見直していくことを前提に、重要な適時開示事項(企業が公表する重要な財務情報等)を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含むことが今後の検討課題として考えられるか(この際、将来情報の取扱いや同じ情報を適時開示と臨時報告書とで2度提出することは避けるよう、制度上の整理やシステム連携によるワンストップ化に向けた検討を進めることについてどう考えるか)。

## [参考]虚偽記載の責任

- 四半期決算短信の虚偽記載の責任については、取引所規則の制裁措置が課されており、法定開示書類の虚偽記載の責任については、金融商品取引法の罰則が課されている

|                    | 取引所規則   | 金融商品取引法  |        |       |
|--------------------|---|--|--------|-------|
|                    | 四半期決算短信   | 四半期報告書   | 半期報告書  | 臨時報告書 |
| 虚偽記載<br>に対する<br>責任 | <ul style="list-style-type: none"> <li>特設注意市場銘柄の指定<sup>(注1)</sup></li> <li>改善報告書及び改善状況報告書の提出</li> <li>公表措置</li> <li>上場契約違約金(最高9,120万円)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>刑事罰:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金</li> <li>課徴金:300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い方</li> <li>民事責任(立証責任が企業側に転換されている等)</li> </ul> |        |       |
| 監査法人<br>の関与        | レビュー不要  | レビュー必要   | 中間監査必要 | レビュー無 |

(注1)上場廃止にまでは至らなかった銘柄のうち、内部管理体制に問題があり、改善の必要性が高いと取引所が判断した銘柄を指定。特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後などに内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を速やかに提出することが義務づけられ、原則1年以内に内部管理体制が改善されなかった場合は、上場が廃止される。

## [参考]虚偽記載に係る課徴金納付命令及び取引所のエンフォースメント

- 課徴金納付命令勧告の対象となった開示書類の虚偽記載は、1年以上にまたがる事例が多数であるが、第1・第3四半期のみを対象とする事例も存在(四半期報告制度導入のきっかけの一つとなった四半期決算短信の虚偽記載事案は、第3四半期の1四半期会計期間に係る虚偽記載であった)
- 取引所において、上場企業への審査の結果、複数のエンフォースメントを実施

### 虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告の対象書類と件数 (2016年7月1日から2022年6月30日までを対象)

- 第1・第3四半期の四半期報告書のみを対象とした件数 1件  
(1四半期会計期間に係る虚偽記載に対して課徴金納付命令勧告)
- 有価証券報告書や複数年度・第2四半期の四半期報告書を含めた件数 39件

### 決算短信の不公正開示<sup>(注1)</sup>に係る取引所のエンフォースメントの状況 (2018年1月1日～2022年8月31日までを対象)

- 特設注意市場銘柄の指定 11件(※1)
- 改善報告書及び改善状況報告書の提出 31件
- 公表措置 29件
- 上場契約違約金 10件

※1 うち1件は、特設注意市場銘柄指定後、内部管理体制が改善されなかったため、上場廃止

※2 上記措置を併用して実施することがあり、件数は重複を含む

(注1) 東京証券取引所が、開示の時期の適切性、開示された情報の内容が虚偽ではないかなどの観点から審査し、「有価証券上場規程施行規則」第2編第4章第2節の規定に違反したものと認めたもの。  
(出所) 開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告の実施状況、東京証券取引所ウェブサイト「上場会社への措置」より金融庁作成

## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

# 前回(第1回)の議論と半期報告書・中間監査の論点

## 前回(第1回)の主な議論

- 企業負担への配慮や実務上の混乱を避けるため開示内容は現状の第2四半期報告書を維持すべき
- 保証の国際的な整合性の観点からレビューを維持すべき

開示内容、保証

- 非上場企業について、半期報告書は不要とし、現状の上場会社と同様の第2四半期報告書としてはどうか

非上場会社

- 銀行等(特定事業会社)についても、半期報告書制度の見直しを検討してほしい

(特定事業会社)  
銀行等

半期報告書・中間監査

## 半期報告書・中間監査の見直しの論点

- 第1・第3四半期報告書廃止後に上場企業が提出することとなる半期報告書については、企業と投資家のこれまでの実務への配慮や保証の国際的な整合性の観点から、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限も決算後45日以内とすることが考えられるか。
- 非上場会社については、金商法上、任意で、上場会社に義務付けられている四半期報告書を提出することができる枠組みがある。これを踏まえ、見直し後においても、上場会社の半期報告書の枠組み(現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビュー、45日以内の提出)を選択可能とすることが考えられるか。
- 銀行等(特定事業会社)の半期報告書の制度については、金融監督上の観点も踏まえ、今後さらに検討を深めることが考えられるか。

## [参考] 上場会社の半期報告書の見直しの論点

- 金商法上の第1・第3四半期報告書廃止後に上場会社が提出することとなる半期報告書については、第1回会合における議論を踏まえると、現在の第2四半期報告書の枠組みを踏襲することが考えられる

### 上場会社の半期報告書の見直しの論点

#### 第2四半期報告書(改正前)

開示内容

- 財務情報(連結財務諸表等)
- 非財務情報

提出期限

- 45日以内

レビュー

- レビュー義務あり

エンフォースメント

- 金商法上のエンフォースメント(民事、刑事、課徴金)

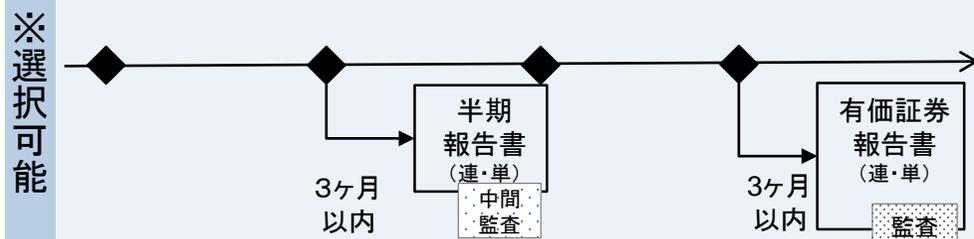
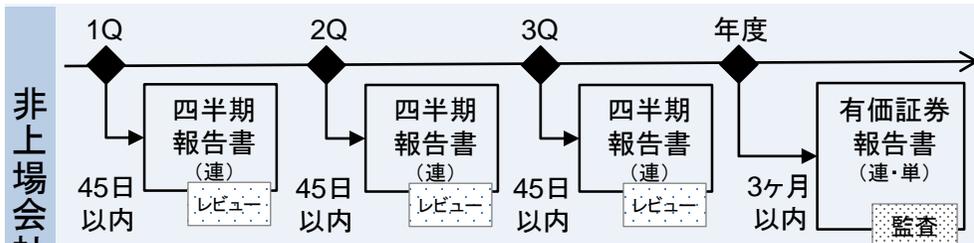
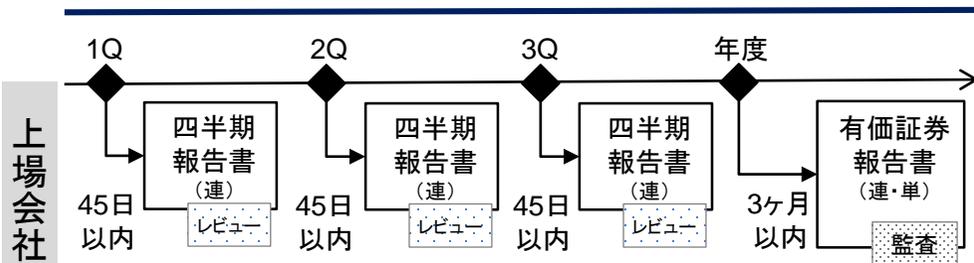
#### 半期報告書(改正後)

現状の四半期報告書の枠組みを踏襲

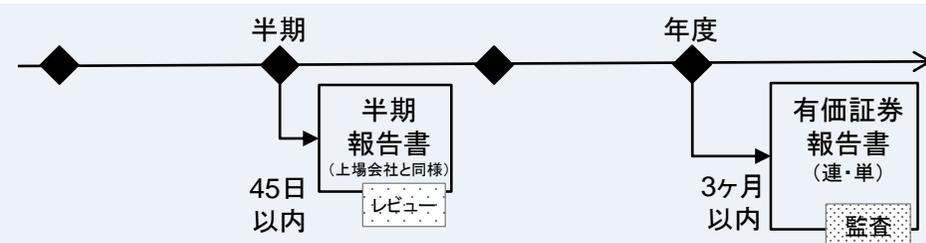
## [参考]非上場会社の半期報告書の論点

- 有価証券報告書を提出する非上場会社は、金融商品取引法上、中間監査を受けた半期報告書の提出が求められているが、これに代えて、上場会社に義務付けられている四半期報告書を提出することが可能<sup>(注1)</sup>
- 仮に、上場会社が、第1・3四半期報告書の廃止後に、従前の第2四半期報告書の枠組みを踏襲した半期報告書を提出する場合には、非上場会社は、**これまで上場会社と同様の枠組みを選択できたように、上場会社の半期報告書の枠組みを選択できるようにすることが考えられる**

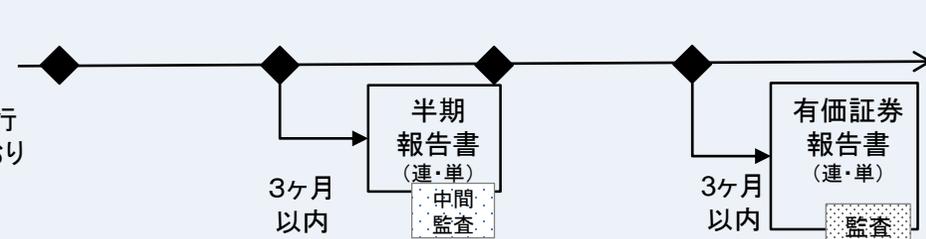
現状



見直し後のイメージ案



現行どおり



(注1) 非上場会社で有価証券報告書を提出している469社のうち27社が、任意で四半期報告書を提出している(金商法24条の4の7第2項)

非上場会社が任意で四半期報告書を提出している理由として、親会社为上場会社でありグループ会社全体の四半期報告書を提出しているため、その傘下の非上場会社も任意で四半期報告書を提出しているという意見があった。

## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

# 前回(第1回)の議論で出された論点及び追加の論点

## 前回(第1回)の主な議論

## その他の論点

会計基準・監査基準

- 四半期会計基準を取引所の四半期決算短信に適用すると同時に、仮に注記の開示内容を見直す場合には、企業会計基準委員会(ASBJ)において検討する必要
- 会計処理の拠り所やレビューを行う場合にはその基準、仕組みをどのように確保していくか、関係者で議論する必要

- 四半期会計基準や四半期レビュー基準については、一本化後の四半期開示制度を踏まえ、ASBJ、取引所、会計士協会、金融庁など関係者が、投資家の投資判断や企業の積極的な開示に資するよう、引き続き検討することが考えられるか。

その他の論点

公衆縦覧期間の延長

- 現在、半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間(3年間・1年間)がこれらの虚偽記載に対する課徴金の除斥期間(5年間)より短いため、これらの書類について、課徴金納付命令が行われる際に、公衆縦覧期間が終了している事態が生じかねないこと
- 四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書及び臨時報告書の法定開示上の重要性が高まること
- 特に臨時報告書は、適時開示情報の信頼性の確保を担うことが期待されていること

を踏まえ、今後半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間を延長することが考えられるか(年次報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である5年間へ延長)。

## [参考]四半期財務諸表に関する会計基準等

- 「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会(ASBJ)が策定)や「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(内閣府令)等では、四半期財務諸表の作成に係る会計処理や本表(B/S,P/L等)の作成方法、注記の記載事項等が定められている

### 四半期財務諸表に関する会計基準(ASBJ)

#### 目次等

- |  |  |
|--|--|
| <p>目的<br/>会計基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・範囲</li> <li>・用語の定義</li> <li>・四半期財務諸表の範囲等             <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期財務諸表の範囲</li> <li>四半期財務諸表等の開示対象期間</li> </ul> </li> <li>・四半期連結財務諸表の作成基準             <ul style="list-style-type: none"> <li>会計処理</li> <li>開示</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期個別財務諸表の作成基準             <ul style="list-style-type: none"> <li>会計処理</li> <li>開示</li> </ul> </li> <li>・適用時期等</li> <li>...</li> </ul> |
|--|--|

#### 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)

#### 目次

- 四半期貸借対照表
- 四半期損益計算書
- 四半期キャッシュ・フロー計算書
- ...

#### 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)

#### 目次

- 四半期連結貸借対照表
- 四半期連結損益計算書
- 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
- ...

「本化」後の位置付けを検討する必要

### 【参考】中間財務諸表関連

#### 中間財務諸表等の作成基準 (企業会計審議会)

- ・
- ・
- ・

#### 内閣府令

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)

- ・
- ・

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)

- ・
- ・

## [参考]四半期レビュー基準等

- 「四半期レビュー基準」(企業会計審議会が策定)や「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」、「四半期レビューに関する実務指針」(日本公認会計士協会が策定)では、四半期レビューの目的や四半期レビュー手続、四半期レビュー報告書の記載事項等が定められている

### 四半期レビュー基準(企業会計審議会)

#### 第一 四半期レビューの目的

#### 第二 実施基準

- 1 内部統制を含む企業及び企業環境の理解
- 2 四半期レビュー計画
- 3 四半期レビュー手続
- 4 質問
- ...

#### 第三 報告基準

- 1 結論の表明
- 2 審査
- 3 四半期レビュー報告書の記載
- ...

### 財務諸表等の監査証明に関する 内閣府令

#### ・監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲(第一条)

- 有価証券報告書や四半期報告書に含まれる
- ・財務諸表、連結財務諸表
  - ・中間財務諸表、中間連結財務諸表
  - ・四半期連結財務諸表、四半期財務諸表
  - ...

#### ・監査証明の手続(第三条)

四半期財務諸表等の監査(以下「四半期レビュー」という。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行うものとする。

### 四半期レビューに関する実務指針 (日本公認会計士協会)

#### 目次

- 四半期レビューの目的
- 四半期レビューにおける一般基準
- 四半期レビューの契約の締結
- 四半期レビュー手続
- ...

「本化」後の位置付けを検討する必要

### 【参考】中間監査関連

#### 中間監査基準 (企業会計審議会)

### 内閣府令

#### 財務諸表等の監査 証明に関する 内閣府令

- ・
- ・

### 監査基準報告書910 (日本公認会計士協会)

#### 中間監査

- ・
- ・
- ・

## [参考] 公衆縦覧期間と課徴金の除斥期間

- 2018年のディスクロージャーワーキング報告を踏まえ、次期EDINETでは、有価証券報告書等の法定開示書類について、行政サービスとして、法定縦覧期間満了後の閲覧(法定の公衆縦覧期間を含めて計10年等)を可能とする予定
- 金融商品取引法における半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間と課徴金の除斥期間が異なっており、過去には、公衆縦覧期間が終了した報告書に対する課徴金納付命令が行われた事案がある

### ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2018年6月)抜粋

#### IV その他

##### 1. ITを活用した情報提供、EDINET等

EDINETについては、2001年の導入以降、企業や情報利用者において情報提供・利用のインフラとして定着しているが、情報通信技術の進展等により情報の流通経路が多様化し、IT活用が更に進んでいる。このため、利便性向上の観点から、タブレット端末等での閲覧に対応すべきである。また、金融商品取引法上の開示書類の縦覧期間の延長について、延長のニーズや便益とコストとのバランスなどを踏まえ、今後、検討していくことが考えられる。

### (参考) 次期EDINETにおける閲覧可能期間の延長

2023年初から稼働予定の次期EDINET(クラウド上に構築)において、有価証券報告書や四半期報告書等の法定開示書類について、行政サービスとして、法定縦覧期間満了後の閲覧(法定の公衆縦覧期間を含めて計10年等)を可能とする予定。

### 公衆縦覧期間、課徴金の除斥期間<sup>(注1)</sup>、次期EDINET閲覧可能期間

|                   | 公衆縦覧期間(法25条1項)           | 課徴金(虚偽記載)の除斥期間(法178条)                      | 次期EDINET閲覧可能期間   |
|-------------------|--------------------------|--|------------------|
| 有価証券届出書           | 5年(1号)※参照方式による場合には1年(2号) | 書類提出の日から5年(7項)<br>※平成20年金商法改正により3年から5年に延長  | 5年※参照方式による場合には1年 |
| 発行登録書<br>発行登録追補書類 | 発行登録が効力を失うまでの期間(3号)      |  | 発行登録が効力を失うまでの期間  |
| 有価証券報告書           | 5年(4号)                   | 書類提出の日から5年(11項)<br>※平成20年金商法改正により3年から5年に延長 | 10年              |
| 四半期報告書            | 3年(7号)                   |  | 10年              |
| 半期報告書             | 3年(8号)                   |  | 3年               |
| 臨時報告書             | 1年(10号)                  |  | 2年               |

### 公衆縦覧期間終了後に四半期報告書を訂正した事案

これまで課徴金対象となった虚偽記載の事案では、過去4年間の虚偽記載が発覚し、会社は4年分の四半期報告書を訂正したが、四半期報告書の公衆縦覧期間が3年間であったため、そのうち、縦覧期間が終了した四半期報告書の訂正報告について、公衆縦覧されなかったもの有り。

(注1)各種書類にはその訂正書類も含む。

## I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

G) その他の論点

## II. 見直しの論点

## 見直しの論点

- 四半期開示(第1・第3四半期)について、取引所の規則に基づく四半期決算短信への「一本化」の具体化を議論するに当たっては、四半期開示を含めた期中開示の制度全体を俯瞰した検討が必要
- 特に、企業環境の変化や情報技術の進展等を背景に企業が都度発信する情報の投資判断における重要性が高まっていることを踏まえると、将来的な方向性としては、期中においては、発生した又は決定された重要な事実について、信頼性を確保しつつ、適時に開示することに重点を置いた制度へと見直していくことが考えられるか
- 上記のコンセプトの下、今般、金融商品取引法上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止して、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」するに当たり、その具体的な論点は以下のとおり

|                   |   |
|-------------------|---|
| 四半期決算短信の義務付け      | ・当面は一律義務付けとするが、今後、適時開示の充実の状況を見ながら、任意化のタイミングについて継続的に検討   |
| 適時開示の充実           | ・取引所における、好事例の公表やエンフォースメント強化等により、企業の積極的な適時開示を促すとともに、適時開示ルールの見直し(細則主義からプリンシプルベースへ)も継続的に検討<br>・将来的に、適時開示情報の信頼性確保の観点から、重要な適時開示事項(企業が公表する重要な財務情報)を臨時報告書の提出事由とすることを検討 |
| 「一本化」後の開示内容       | ・現行の四半期決算短信の開示事項をベースに、投資家からの要望が特に強い情報(セグメント情報、キャッシュフローの情報等)の追加を検討。また、重要な変更があった事項に関する臨時報告書の提出も検討   |
| 監査人のレビュー          | ・第1・3四半期については監査人のレビューを任意とするが、会計不正等が起こった場合には、取引所の規則により、監査人によるレビューを一定期間義務付け   |
| 虚偽記載に対するエンフォースメント | ・取引所のエンフォースメントは、引き続き適切な運用を実施<br>・上記のとおり、将来的に、重要な適時開示事項(企業が公表する重要な財務情報)を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含むことについて今後検討                                  |
| 半期報告書の開示内容と監査人の監査 | ・上場企業については、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記載内容+監査人のレビューとし、提出期限は決算後45日以内とする<br>・非上場企業についても、現行(半期報告書+中間監査)に加え、上場企業と同じ枠組み(第2四半期報告書と同程度の記載内容+監査人のレビュー(45日以内に提出))も選択可能とする        |
| 会計基準・監査基準の整備      | ・現行の会計基準・監査基準を、「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書にも適用できるように検討   |
| 公衆縦覧期間の延長         | ・半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間を、年次報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である5年間へ延長する   |

- 金融商品取引法の改正、関連政府令等の整備

## 取引所における今後の主な検討事項

- 適時開示の充実に向けた、具体的な施策(好事例の公表、エンフォースメント強化、適時開示ルールの見直し等)の検討
- 四半期決算短信における具体的な開示内容の検討
- 監査人のレビューの取扱いの検討

## ASBJ、企業会計審議会等における今後の主な検討事項

- 会計基準、監査基準、実務指針、関連内閣府令等を整備